処分基準整理票

だがる中正社宗				
処分の内容		保護の停止、廃止		
根拠法令及び条項		生活保護法第26条		
	■ 有 (第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。) □ 無 (根拠:第6条において準用する第4条第2項第 号に該当)			
	公表	公表 ■ する □ しない(公表しない場合の根拠:第7条第4項第 号に該当)		
【内容】(※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) ●保護を停止する場合 当該世帯における臨時的な収入の増加や、最低生活費の減少等により一時的に 保護を必要としなくなった場合であって、おおむね6か月以内に保護を要する状態になることが予想されるときなど。 ●保護を廃止する場合 当該世帯における定期収入の増加や、最低生活費の減少が恒常的な場合等、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるときなど。				
処 分 基 準 設定年月日		平成6年 10月 1日	処 分 基 準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署		健康福祉部 福祉課		
備考				

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。